令和８年１１月２日改訂

（特別管理）産業廃棄物処理業に係る
許 可 申 請 ・ 届 出 の 手 引 き

鹿児島県
Kagoshima Prefecture

〒８９０－８５７７
鹿児島市鴨池新町１０－１
鹿児島県 環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課　産業廃棄物係
直　通　　０９９－２８６－２５９６、２６５０
ＦＡＸ　　０９９－２８６－５５４５
Eﾒｰﾙ　emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp
ホームページ（申請様式等をダウンロードできます）
http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/recycle/shinsei/index.html

目　　次

１　（特別管理）産業廃棄物処理業の許可　１
(1) 許可の申請
(2) 許可申請等の相談・受付の窓口

２　許可申請の流れ　２
(1) 許可申請書の提出
(2) 審査
(3) 許可証の交付

３　許可基準　２～４
(1) 施設に係る基準
(2) 申請者の能力に係る基準
(3) 欠格要件

４　許可申請書の作成　５

５　履歴事項全部証明書について　５

６　政令使用人について　５

７　先行許可証の利用について　５～６

８　欠格要件チェックシートについて　６

９　許可申請書の様式及び添付書類　７～12
(1) （特別管理）産業廃棄物収集運搬業
(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の添付書類
(3) （特別管理）産業廃棄物処分業

10　欠格要件に係る届出　13

11　産業廃棄物処理業の廃止届出　13～14

12　産業廃棄物処理業の変更届出　13～14

13　産業廃棄物処理業の「廃止・変更」届出の様式及び添付書類　13～14

参考　積替保管について　15

参考　処分業の処理前保管について　16

1　(特別管理)産業廃棄物処理業の許可

⑴　許可の申請

(特別管理)産業廃棄物処理業を行おうとする者は、当該業を行う区域の都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

業を行う区域とは、収集運搬業にあっては廃棄物を積む場所及び下ろす場所のことを、処分業にあっては廃棄物を処理する施設を設置する場所のことをいいます。

⑵　許可申請等の相談・受付の窓口

区　　分	提　　出　　先	提出部数
収集運搬業許可申請書	申請者の主たる事務所又は事業場の所在地を管轄する **各地域振興局及び各支庁** ※申請者の主たる事務所又は事業場の所在地が**鹿児島市**又は**鹿児島県外**の場合は、**環境林務部廃棄物・リサイクル対策課**	正本１部
処分業許可申請書	産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する **各地域振興局及び各支庁** ※産業廃棄物処理施設が複数の地域振興局等に分かれる場合は、**主たる処理施設の所在地を管轄する各地域振興局及び各支庁**	正本１部 副本１部

受　付（相談）　窓　口	住　　所	管 轄 区 域
環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2596／FAX 099-286-5545	鹿児島市、鹿児島県外
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1 TEL 099-273-2332／FAX 099-272-5674	いちき串木野市、日置市、三島村、十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生･環境課	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1 TEL 0993-53-2317／FAX 0993-53-2383	南さつま市、枕崎市、指宿市、南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生･環境課	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1 TEL 0996-23-3167／FAX 0996-22-6619	出水市、阿久根市、薩摩川内市、さつま町、長島町
姶良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 衛生･環境課	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16 TEL 0995-44-7959／FAX 0995-44-7969	姶良市、伊佐市、霧島市、湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 衛生･環境課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6 TEL 0994-52-2112／FAX 0994-52-2110	曽於市、志布志市、鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、肝付町、南大隅町、錦江町
熊毛支庁 保健福祉環境部 健康企画課	〒891-3192 西之表市西之表7590 TEL 0997-22-0032／FAX 0997-22-1846	西之表市、中種子町、南種子町
熊毛支庁 屋久島事務所 保健福祉環境課	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650 TEL 0997-46-2024／FAX 0997-46-3522	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 衛生･環境室	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 TEL 0997-53-7474／FAX 0997-53-7874	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
大島支庁 徳之島事務所 保健衛生環境課	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2 TEL 0997-82-0149／FAX 0997-83-2535	徳之島町、天城町、伊仙町 和泊町、知名町、与論町

2　許可申請の流れ

⑴　許可申請書の提出

①　許可申請書（様式第六号（第九条の二関係）の第１面～第３面（別紙含む。））に、必要な添付書類を添えて、１(2)の受付窓口に必要部数を提出してください。（郵送も可）
　なお、控えは各自作成し、必ず保管しておいてください。

②　添付書類は**「９　許可申請書の様式及び添付書類」**を御確認ください。

③　許可申請の際には、申請手数料を次の方法から選択し納付してください。
　※　詳細は県ホームページ内の各申請に係るページをご覧ください。
　○　窓口持参の場合
　　・　キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）
　　・　現金収納窓口での納付
　○　郵送の場合
　　・　オンライン納付（県電子申請システムから収集運搬業に限り申し込めます。）
　　・　納入通知書（希望される場合は、受付窓口にご連絡ください。）

※　許可申請書は、申請手数料や講習会修了証等の添付書類、記載内容について、県担当者が申請者に確認の上、受付します。
　そのため、来庁の際は、受付窓口に事前連絡をしてからお越しください。

区　　分		新規申請	更新申請	変更申請
産業廃棄物	収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
	処分業	100,000円	94,000円	92,000円
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円
	処分業	100,000円	95,000円	95,000円

注）　許可証の再交付申請については、手数料は必要ありません。

⑵　審査

申請内容が、環境省令で定める許可基準に適合しているかどうかについて書類審査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行います。
また、審査期間中に、**申請書類の補正や追加書類の提出を求める場合があります。**

⑶　許可証の交付

審査の結果、許可申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。
交付された許可証は、申請者に郵送にてお送りしますので、旧許可証がある場合は、**許可証受領後に旧許可証を**必ず返送してください。

3　許可基準

⑴　施設に係る基準（規則第10条、第10条の５、第10条の13、第10条の17）

【産業廃棄物収集運搬業】

ア　産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器、その他の運搬施設を有すること。

イ　積替保管施設を有する場合には、周囲に囲いを設け、表示を行い、産業廃棄物が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
　※積替保管を行う場合は、「**(参考)積替保管について**」に留意して書類を作成してください。

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】

ア　特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器、その他の運搬施設を有すること。

イ　廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。

ウ　感染性廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

エ　積替保管施設を有する場合には、周囲に囲いを設け、表示を行い、特別管理産業廃棄物が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、他のものが混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。
　※積替保管を行う場合は、**「(参考)積替保管について」**に留意して書類を作成してください。

【処分業】

ア　処分に適する破砕機、脱水機等の機器（付帯設備を含む）、保管施設等を有していること。

イ　処分業を行う場合、処分に必要な施設等の設置が必要となります。この場合、当該施設が法第15条に規定する施設である場合には、産業廃棄物処理施設（法第15条）の設置許可も必要です。

注）鹿児島県では処分業に係る施設を設置する場合、**設置前に「事前協議」**が必要となります。

⑵　申請者の能力に係る基準（規則第10条、第10条の５、第10条の13、第10条の17）

収集運搬、処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有する必要があります。鹿児島県では、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を受講し、修了証の交付を受けた者であることをもって、当該知識及び技能を備えた者として取り扱っています。ただし、講習を受講する者については、原則として次のとおりです。

①　受講対象者

申請者が法人の場合：**法人の代表者若しくはその業務を行う役員又は政令第６条の10に規定する使用人**

申請者が個人の場合：**申請者又は政令第６条の10に規定する使用人**

②　許可申請に必要な講習会修了証の種類

許可申請の種類		新規講習会				更新講習会	
		産業廃棄物		特別管理		産廃・特別管理	
		収運	処分	収運	処分	収運	処分
新規申請	産業廃棄物収集運搬業	○		○		※	
	産業廃棄物処分業		○		○		※
	特別管理産業廃棄物収集運搬業			○		※	
	特別管理産業廃棄物処分業				○		※
更新申請	産業廃棄物収集運搬業	○		○		○	
	産業廃棄物処分業		○		○		○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業			○		○	
	特別管理産業廃棄物処分業				○		○
変更申請	産業廃棄物収集運搬業	○		○		○	
	産業廃棄物処分業		○		○		○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業			○		○	
	特別管理産業廃棄物処分業				○		○

※　他の自治体で既に許可を有している場合には、有効な更新修了証の写しと他の自治体の許可証の写しを添付することによって、新規講習会修了証に代えることができます。

③ 修了証の有効期限

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集・運搬（処分）課程**（新規）**の修了証	**５年間**
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集・運搬（処分）課程**（更新）**の修了証	**２年間**

※　ただし、変更許可申請の場合は、現許可を受けた時に有効であった修了証の写しを添付できます。（変更許可の申請のために講習会を受講する必要はありません。）

⑶ 欠格要件

申請者（法人の役員、株主又は出資者、政令で定める使用人）が**次のいずれにも該当しないことが必要**です。

なお、許可後であっても、**欠格要件に該当した場合、許可が取り消される**こととなります。

1　廃棄物処理法第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令［注］で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ヘ　第７条の４若しくは第14条の３の２又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

ト　ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

3　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が１又は２のいずれかに該当するもの

4　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに１又は２のいずれかに該当する者のあるもの

5　個人で政令で定める使用人のうちに１又は２のいずれかに該当する者のあるもの

6　暴力団員等がその事業活動を支配する者

注）政令で定める法令
大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

4　許可申請書の作成

⑴　許可申請書に必要な事項を記入例に従って記入し、必要な添付書類「９　許可申請書の様式及び添付書類」に基づき原則Ａ４で作成の上、順番にそろえて提出してください。

⑵　更新申請は、許可の有効期限の３か月前から受付可能です。

⑶　公的証明書類（住民票、登記事項証明書、納税証明書等）は、申請日前３か月以内に発行されたものを提出してください。

⑷　公的証明書類（住民票、登記事項証明書、納税証明書等）については、提出の際に原本照合を受けることで、原本の写しを提出することができます。**「原本の写し」の提出を希望する際は、申請時に原本と原本の写しを必ず添付してください。**

⑸　複数の産業廃棄物処理業許可申請を同時に行う場合（例：産廃申請と特管申請、収集運搬業の申請と処分業の申請、更新申請と役員変更届出）で添付書類が重複する場合、一方の申請には原本又は写しを１部添付し、他方の申請には「申立書（任意様式）」及び「添付を省略する書類の一覧表（任意様式）」を添付することで、添付書類を省略することができます。

⑹　「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証明したもので、東京法務局(郵便受付のみ)のほか、全国の法務局及び地方法務局で発行しています。
証明書の交付請求手続き等については、各法務局にお問い合わせください。
鹿児島地方法務局（戸籍課）
〒890-8518　鹿児島市山下町13番10号　電話　099-219-2105

5　履歴事項全部証明書について

法人の「履歴事項全部証明書」は、法人番号申出書を提出する場合又はオンライン納付を利用する場合（収集運搬業許可申請のみ）、申請・変更届出の別を問わず添付を省略できます。

6　政令使用人について

政令使用人（政令第６条の10に規定する使用人）とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

- 本店又は支店の代表者
- 上記の他、継続的に業務を行うことができる施設（事業場、事務所）の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約を締結する権限を有する者

※　政令使用人を定める場合は、組織図（任意様式）及び「申立書」（任意様式）の提出が必要です。また、更新申請時に引き続き同一の政令使用人を定める場合であっても、組織図及び申立書の提出が必要となります。

7　先行許可証の利用について

許可申請の際、先行許可証（更新の申請の場合は、現許可証を除く。）を提出することにより、住民票等の添付を一部省略できます。

⑴　先行許可証とは次の要件を全て満たす許可証のことをいいます。

ア　規則に定める添付書類を全て添付して受けた産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可であること（許可証の記載事項６項目の先行許可証の提出の有無が「無」であること）。

イ　当該許可の日から５年を経過していないものであること。

⑵　添付を省略できる書類

（法人の場合）役員、株主及び出資者、政令で定める使用人の**住民票**と**精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類**
※出資者が法人である場合は、当該法人の履歴事項全部証明書

（個人の場合）申請者及び政令で定める使用人の住民票と登記されていないことの証明書

※　ただし、本県では申請書（第２面）の記載内容に誤りがないかを確認するため、「住民票及び登記されていないことの証明書等」については、他自治体の許可申請に添付したものの複写書類（発行日から３か月経過後でも可）を提出書類としています。
なお、他自治体の許可申請時と比較して、役員に異動・変更がある場合は、当該役員の他自治体への変更届出時に添付したものの複写書類等を提出してください。

⑶　その他

先行許可証は原本照合を行いますので、申請時には原本を持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は、先行許可証を返送するための返信用封筒を差し入れてください。

８　欠格要件チェックシートについて

産業廃棄物処理業の許可申請においては、申請者（法人の役員、株主又は出資者、政令で定める使用人）が３(3)に規定する欠格要件に該当しないことが必要です。

許可申請を行うに当たっては、**別紙「欠格要件チェックシート」を活用し、申請者が欠格要件に該当しないことを確認してください。**

なお、**欠格要件チェックシートは、申請書類と併せて提出してください。**

※　「法人の役員・株主」欄及び「政令使用人」欄のチェックがない場合が多いため、対象者がいる場合は、チェックして提出してください。

９　許可申請書の様式及び添付書類

許可申請書には、以下の書類を添付してください。

- ○印は必ず提出
- △印は内容に変更がある場合のみ提出
- ×印は提出不要
- **■印は該当する場合のみ提出**

(1)　（特別管理）産業廃棄物収集運搬業

※頁は様式集の頁を記載

区　　分	書類等の名称	新規	更新	変更
（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書 **様式**	様式第六号、十二号　第１面～第３面（別紙含む。）**（P1～4）　（特別管理）（P 9～11）**	○	○	－
（特別管理）産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 **様式**	様式第十号、十六号　第１面～第３面（別紙含む。）**（P5～8）　（特別管理）（P12～14）**	－	－	○

区　　分	様式及び添付書類の名称		新規	更新	変更
事業計画の概要を記載した書類	事業計画の概要を記載した書類 **（P15～19）**		○	○	○
	事業計画の概要を記載した書類の「予定運搬先」が鹿児島県以外の自治体（鹿児島県外、鹿児島市）が許可を行った処分業者の場合、予定運搬先の「産業廃棄物処分業許可証」		○	○	○
事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	①事務所の位置図（住宅地図等）、付近の案内図		○	○	○
	②事業場及び車庫の位置図、付近の案内図		○	○	○
	③車庫の見取図 （敷地の利用状況や車庫の面積を明らかにしたもの） **（※P68に基づいて作成）**		○	○	○
施設の所有権を有すること又は使用する権原を有することを証する書類	車輌、船舶及び容器の写真**(P20～21)**		○	×	△
	車検証（船籍証等）の写し ※　令和５年１月以降に車検を受けた車両については、車検証に代えて「自動車検査証記録事項」の写しを添付のこと		○	×	×
	（車検証で使用権原を確認できない場合のみ） 車両使用承諾書等**(P22)**（他の産業廃棄物の車両として登録がなく、専ら継続使用できるもの。）		■	×	×
	※積替保管を行う場合	①積替保管場所の位置図	○	○	■
		②積替保管場所の平面図	○	○	■
		③積替保管場所の立面図及び構造図等（保管量の面積、体積等がわかる内容）	○ ○	○ ○	■ ■
		④積替保管場所、容器及び掲示板等の写真	○	×	
		⑤積替保管場所の地籍図（又は字図）	○	×	■
		⑥不動産登記事項証明書等	○	×	■
		⑦賃貸借契約書等の写し（所有権がない場合）	■	×	■
		⑧転用許可証の写し（農地の場合）	■	×	■

区　　分		様式及び添付書類の名称	新規	更新	変更
使用人（令第６条の10に規定する使用人）		使用人の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」	■	■	■
		使用人の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等）	■	■	■
		①組織図 ②政令使用人に係る申立書（任意様式）	■ ■	■ ■	■ ■
当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類		講習会修了証の写し （(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが行うもの）	○	○	○
現許可証の写し		現許可証の写し	×	○	○
申請者が法第14条第５項第２号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面		①欠格要件に該当しないことの誓約書(P23) ②欠格要件チェックシート(P27)	○ ○	○ ○	○ ○
当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(P24)	○	○	○
法人の場合	申請者	申請法人の「定款又は寄付行為の写し」	○	○	○
		申請法人の「登記事項証明書（新規申請以外は**履歴事項全部証明書**）」 ※　組合等で法人の登記事項証明書に役員の全員が記載されていない場合は、全役員の氏名が確認できる総会議事録等の写しを添付のこと	■	■	■
	役員（法第14条第５項第２号ニに規定する役員。監査役、相談役、顧問を含む。）	役員の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		役員の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等）	○	○	○
	発行済み株式総数の5／100以上の株式を有する株主又は出資の額の5／100以上の額に相当する出資をしている者	株主又は出資者の「住民票(**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		株主の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等）	○	○	○
		（株主又は出資者が法人である場合） 当該法人の「登記事項証明書」	■	■	■

区　　分		様式及び添付書類の名称	新規	更新	変更
法人の場合	決算関係書類	直前３年の各事業年度の決算書 ①貸借対照表 ②損益計算書（**一般管理費等の明細書**含む。） ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表）	 ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○
	法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	①直前３年の法人税納税証明書 （税務署発行：その１・納税額等証明用） ※書面であれば電子発行による納税証明書でも可 ②直前３年の法人税確定申告書の写し **（修正申告がある場合は修正確定申告書の写し）**	○ ○	○ ○	○ ○
		利益計画書（P26） ※原則、以下の①～③のいずれかに該当する場合、添付が必要。①会社設立後３年以内②債務超過③自己資本が資本金を下回りかつ直前期に赤字がある場合 （①～③以外でも提出を求める場合あり。）	■	■	■
個人の場合	申請者	申請者の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		申請者の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行う当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必と認められる書類」（「登記されていないことの証明書等	○	○	○
	法定代理人（申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合の法定代理人）	法定代理人の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		法定代理人の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等）	○	○	○
	資産に関する調書	資産に関する調書(P25)	○	○	○
	直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	①直前３年の所得税納税証明書 （税務署発行：その１・納税額等証明用） ※書面であれば電子発行による納税証明書でも可 ②直前３年の所得税確定申告書の写し	○ ○	○ ○	○ ○

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の添付書類

(1)の様式及び添付書類のほか、以下の添付書類が必要です。

区　　分	添　付　書　類	新 規	更 新	変 更
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集運搬業を行う場合	運搬容器の構造図	○	○	○
	連絡設備等の概要を記載した書類	○	○	○
	事故時における当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類	○	○	○
	①その他ガイドライン（国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドイン」）に示されたＰＣＢ廃棄物の収集・運搬に係る基準を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項に関する書類 ②中間貯蔵・環境安全事業㈱に搬入するものにあっては、受入基準（中間貯蔵・環境安全事業（株）の「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準）を満たしていることを示す書類	○	○	○

(3) （特別管理）産業廃棄物処分業

区　　分	書類等の名称	新規	更新	変更
(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書　**様式**	様式第六号、十四号　第１面～第３面（別紙含む。）（P29～32）　（特別管理）（P37～39）	○	○	－
(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書　**様式**	様式第十号、十六号　第１面～第３面（別紙含む。）（P33～36）（特別管理）（P40～42）	－	－	○

区　　分	様式及び添付書類の名称		新規	更新	変更
事業計画の概要を記載した書類	事業計画の概要を記載した書類（P43～48）		○	○	○
事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	①事務所の位置図（住宅地図等）、付近の案内図		○	○	○
	②事業場の位置図、付近の案内図		○	○	○
	③事業場の配置図（敷地の利用状況を明らかにしたもの）［・処分業に係る施設を全て記載すること ・保管場所（処理前、処理後）を記載すること］		○	○	○
	施設の構造を明らかにする書類	①平面図	○	○	○
		②立面図	○	○	○
		③断面図	○	○	○
		④構造図及び設計計算書等	○	○	○
	保管場所の構造を明らかにする書類	①平面図	○	○	○
		②立面図	○	○	○
		③断面図	■	■	■
	①事業場及び処理施設の写真		○	×	○
	②保管場所、保管容器の写真		○	×	○
	③保管場所の掲示板の写真		○	×	○
	※最終処分場の場合	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	○	×	△
		残余容量を明らかにする図面及び計算書	×	○	△
施設の所有権を有すること又は使用する権原を有することを証する書類	土地	①施設設置場所の地籍図（又は字図）	○	×	△
		②不動産登記事項証明書	○	×	△
		③賃貸借契約書等の写し（土地の所有権がない場合）	■	×	△
		④転用許可証の写し（農地の場合）	■	×	△
	施設	①売買契約書等の写し	○	×	△
		②賃貸借契約書等の写し（施設の所有権がない場合）	■	×	△
		③転用許可証の写し（農地の場合）	■	×	△
(特別管理) 産業廃棄物の処分（埋立処分を除く）を業として行う場合	処分後の(特別管理)産業廃棄物の処理方法を記載した書類（P49）		○	○	○
使用人（令第６条の10に規定する使用人）	使用人の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」		■	■	■
	使用人の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等）		■	■	■
	①組織図 ②政令使用人に係る申立書（任意様式）		■	■	■
当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	講習会修了証の写し ((公財)日本産業廃棄物処理振興センターが行うもの)		○	○	○

区　　分		様式及び添付書類の名称	新規	更新	変更
現許可証の写し		現許可証の写し	×	○	○
申請者が法第14条第５項第２号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面		①欠格要件に該当しないことの誓約書(P23) ②欠格要件チェックシート(P50)	○ ○	○ ○	○ ○
当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(P24)	○	○	○
法人の場合	申請者	申請法人の「定款又は寄付行為の写し」	○	○	○
		申請法人の「登記事項証明書（新規申請以外は**履歴事項全部証明書**)」 ※組合等で法人の登記事項証明書に役員の全員が記載されていない場合は、全役員の氏名が確認できる総会議事録等の写しを添付のこと	■	■	■
	役員（法第14条第５項第２号ニに規定する役員。監査役、相談役、顧問を含む。）	役員の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		役員の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」 (「登記されていないことの証明書」等)	○	○	○
	発行済み株式総数の5／100以上の株式を有する株主又は出資の額の5／100以上の額に相当する出資をしている者	株主又は出資者の「住民票(**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		株主の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等)	○	○	○
		（株主又は出資者が法人である場合） 当該法人の「登記事項証明書」	■	■	■
	決算関係書類	直前３年の各事業年度の決算書 ①貸借対照表 ②損益計算書（**一般管理費等の明細書**含む。） ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表）	 ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○
	法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	①直前３年の法人税納税証明書 （税務署発行：その１・納税額等証明用） ※書面であれば電子発行による納税証明書でも可 ②直前３年の法人税確定申告書の写し（**修正申告がある場合は修正確定申告書の写し**）	○ ○	○ ○	○ ○
		利益計画書（P26） ※原則、以下の①～③のいずれかに該当する場合、添付が必要。①会社設立後３年以内②債務超過③自己資本が資本金を下回りかつ直前期に赤字がある場合（①～③以外でも提出を求める場合あり。）	■	■	■

区　　分		様式及び添付書類の名称	新規	更新	変更
個人の場合	申請者	申請者の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		申請者の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」(「登記されていないことの証明書」等)	○	○	○
	法定代理人（申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合の法定代理人）	法定代理人の「住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）」 （外国人の場合）「住民票(国籍の記載があるもの）」	○	○	○
		法定代理人の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」(「登記されていないことの証明書」等)	○	○	○
	資産に関する調書	資産に関する調書(P25)	○	○	○
	直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	①直前３年の所得税納税証明書 （税務署発行：その１・納税額等証明用） ※書面であれば電子発行による納税証明書でも可	○	○	○
		②直前３年の所得税確定申告書の写し	○	○	○

10　欠格要件に係る届出　【様式集：P53】

欠格要件（３(3)）に該当する場合は、**「該当するに至った日」から２週間以内に都道府県知事等に届出**をしなければならなりません。

届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります（法第29条第１号）。

11　(特別管理)産業廃棄物処理業の廃止届出　【様式集：P51～52】

（特別管理）産業廃棄物処理業を廃止する場合、廃止の日から**10日以内**に都道府県知事等に届出をしなければなりません。

※　**（特別管理）産業廃棄物処分業を廃止する場合**は、**届出の提出前に、事前に御連絡ください。**

※　（特別管理）産業廃棄物処分業において、許可施設の一部を廃止する場合は、「廃止届」ではなく「変更届」の提出が必要となります。

12　（特別管理）産業廃棄物処理業の変更届出　【様式集：P51～52】

（特別管理）産業廃棄物処理業の許可を受けた者で、住所その他の施行規則に定める事項（届出が必要な変更事項は13参照）に変更があった場合には、当該変更のあった日から10日以内に都道府県知事等に届出をしなければなりません。

ただし、役員等の変更等の場合は、当該変更の日から30日以内に届出をしなければなりません。

13　（特別管理）産業廃棄物処理業の「廃止・変更」届出の様式及び添付書類

変更事項等	添付書類	
会社の名称又は氏名（個人の場合）	法人の場合	①定款又は寄附行為の写し、②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、③現許可証の写し
	個人の場合	①住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの） ②精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等） ③現許可証の写し
本店、事務所及び事業場の所在地	法人の場合	①変更後の本店、事務所、事業場の位置図（住宅地図等）、付近の案内図、②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（本店、事務所の所在地変更の場合）、③現許可証の写し
	個人の場合	①変更後の事務所等の位置図、②住民票（**本籍の記載があり**、個人番号の記載のないもの）、③現許可証の写し
車庫の所在地	共　通	①変更後の車庫の見取り図（敷地の利用状況や車庫の面積を明らかにしたもの）**（※P68に基づいて作成）**
役員、法定代理人	①届出法人の「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」 ②誓約書、欠格要件チェックシート（**役員、法定代理人が追加になった場合**）(P27) ③追加になった役員等の「住民票（本籍（外国人の場合は国籍）の記載があり、個人番号の記載のないもの）」 ④追加になった役員等の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等） ⑤現許可証の写し（**法人の代表者の変更を伴う場合のみ**）	

変更事項等		添付書類
発行済み株式総数の5／100以上の株式を有する株主又は出資の額の5／100以上の額に相当する出資をしている者（出資者等）		①誓約書、欠格要件チェックシート（**出資者等が追加になった場合**）(P27) ②出資法人の「登記事項証明書」 ③追加になった出資者等の「住民票（本籍（外国人の場合は国籍）の記載があり、個人番号の記載のないもの）」 ④追加になった出資者等の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等）
使用人（令第６条の10に規定する使用人）		①誓約書、欠格要件チェックシート（**使用人が追加になった場合**）(P27) ②追加になった使用人の「住民票（本籍（外国人の場合は国籍）の記載があり、個人番号の記載のないもの）」 ③追加になった使用人の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」（「登記されていないことの証明書」等） ④組織図、⑤政令使用人に係る申立書（任意様式）
収集運搬業	運搬車両	①新旧一覧表、②新規車両の写真、③新規車両の車検証の写し(※)、 ④車両使用承諾書等　（車検証で使用権原を確認できない場合） (※)令和５年１月以降に車検を受けた車両については、車検証に代えて「自動車検査証記録事項」の写しを添付のこと
	運搬船	①新旧一覧表、②新規運搬船の写真、③新規運搬船の船籍証の写し、 ④使用権原を証する書類（所有権がない場合）
	積替保管場所	①変更後の積替保管内容を記載した書類（P17） ②積替保管場所の位置図、平面図、立面図及び構造図等 ③積替保管場所の地籍図(又は字図) ④不動産登記事項証明書等 ⑤賃貸借契約書等の写し(所有権がない場合)、転用許可証の写し(農地の場合) ⑥積替保管場所、容器及び掲示板等の写真、⑦現許可証の写し
	鹿児島市の積替許可	①鹿児島市の収集運搬業の許可証の写し 【追加の場合】②（鹿児島県の）現許可証の写し
処分業	処理施設の追加（入れ替え含む。）	①施設の概要（P44） ②事業場の配置図（敷地の利用状況を明らかにしたもの） （追加（入れ替え）する施設に限らず、許可を有する施設を全て記載） ③施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等 ④最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 ⑤施設設置場所の地籍図（又は字図）、⑥不動産登記事項証明書 ⑦賃貸借契約書等の写し(所有権がない場合)、転用許可証の写し(農地の場合) ⑧施設に係る売買契約書等の写し、又は賃貸借契約書等の写し（施設の所有権がない場合） ⑨事業場及び施設の写真、⑩現許可証の写し
	保管場所	①変更後の保管内容を記載した書類（P46） ②保管場所の位置図、平面図、立面図及び構造図等 ③保管場所の地籍図（又は字図）、④不動産登記事項証明書等 ⑤賃貸借契約書等の写し(所有権がない場合)、転用許可証の写し(農地の場合) ⑥保管場所、容器及び掲示板等の写真
	感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の処分を行う事業者の使用人のうち処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者	①当該変更に係る者が特別管理産業廃棄物の性状の分析について十分な知識及び技能を有するものであることを証する書類 ②現許可証の写し
処理業の一部廃止		①当該処理業の許可証の写し
処理業の全部廃止		**①当該処理業の許可証の原本**

参考　**積替保管について**

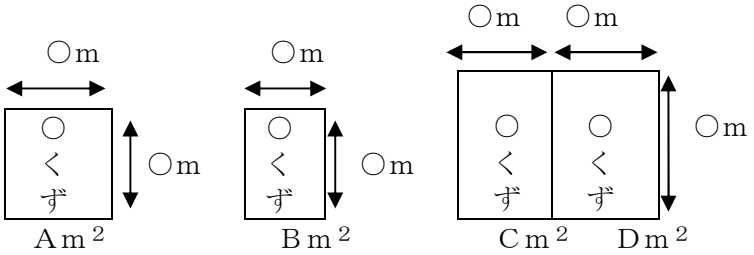
積替保管を行う場合は、以下の事項に留意して書類を作成してください。

① 積替保管場所
- 地下浸透、汚水流出、悪臭発散、ねずみの生息、蚊、はえその他害虫の発生等の防止対策を講じること。
- 所有権又は使用権原を有すること。
- 「囲い」及び「掲示板」を設置すること。（掲示板の大きさ、表示内容は(6)のとおり）
- 農地法、都市計画法、建築基準法等による土地利用規制等がある土地については、所定の手続きを行っていること。
- 処分用の保管場所、自動車リサイクル法に係る保管場所等と重ならないこと。

② 保管面積

保管面積は、産廃の種類ごとの面積の合計とすること。（敷地の面積ではない。）

保管面積＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ



③ 最大保管量

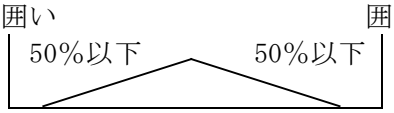
最大保管量は、産廃の種類ごとに算出し、最大保管量の合計は、保管場所の１日の平均的搬出量の７倍以内であること。

④ 保管容器

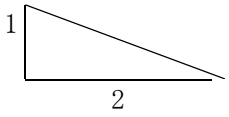
積替保管を行う産業廃棄物の種類の性状に応じた保管容器を使用すること。

⑤ 保管の高さ
- 地下浸透、汚水流出等のおそれがなく、屋外で容器を使用しないで保管（野積み）する場合は、保管の高さに係る以下の基準を満たすこと。

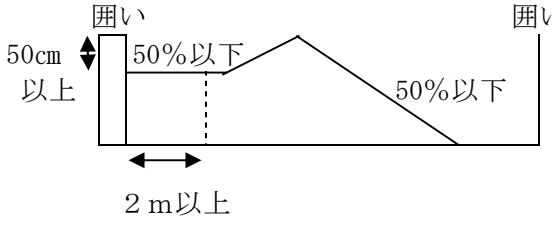
ア 廃棄物が囲いに接しない場合



・勾配は５０％以下
（50%勾配とは、高さ１：水平２）



イ 廃棄物が囲いに接する場合



・勾配は５０％以下
・囲いの内側２mは、囲いの高さより50cm以上下げる

⑥ 掲示板

掲示板は、以下の要件にあったものであること。

寸　　法　６０cm×６０cm 以上

表示内容
- 「産業廃棄物積替保管場所」の表示
- 保管産業廃棄物の種類
- 管理者の氏名又は名称、連絡先
- 積み上げる高さ（野積みの場合のみ）
- 最大保管量

60cm以上

60cm以上

産業廃棄物積替保管場所
１ 産業廃棄物の種類
○○くず、○○くず
２ 管理者氏名（名称）
○○株式会社　○○○
３ 連絡先
○○市○○番地　ＴＥＬ○○○
４ 保管の高さ（最高）
○○m
５ 最大保管量
○○ トン （又は○○ ㎥）

⑦ 図面

平面図及び立面図は、保管する産業廃棄物の種類ごとに区画、寸法、面積、保管量及びその算出根拠、高さ(積み方)、囲い、掲示板、排水溝などの状況がわかるように記載すること。

⑧ 石綿含有産業廃棄物、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を含む場合

(1) その他の廃棄物と混合しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること。

(2) 積替えの場所から石綿含有産業廃棄物、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

参考 **処分業の処理前保管について**

産業廃棄物の体積から重量への換算係数は下記を（参考値）として活用してください。

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【注１】上記の換算係数は１立方メートル当たりのトン数（ｔ/立米）

【注２】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置づけであることに留意されたい。

【注３】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ該当する品目の換算係数に準拠。

【注４】「２ｔ車１台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。